

補聴器の購入費用を 一部補助します

購入前に
申請が
必要です！



聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者を対象に、補聴器購入費用の補助を行います。



◇対象となる方

※市内在住の65歳以上の方で下記のすべてに当てはまる方

聴覚障害の身体障害者手帳の交付対象でない方

世帯の全員が
市民税非課税世帯

医師から補聴器の
必要性を認められ
た方 他

◇補助内容

補助金の上限 **20,000円**

- 片耳両耳どちらでも申請できますが、**補助は1回限り**です。
- 購入額が20,000円に満たない場合は、購入額が補助額となります。

◇ご注意ください

- 交付決定を受ける前に購入した補聴器は、**対象外**です。
- 補聴器本体以外の費用は**対象外**です。
(附属品、医療機関の診察料、文書料、修理・メンテナンス等)
- 本制度を利用して購入した補聴器の売却や譲渡はできません。

手続きの流れ

①市に相談(課税状況の確認)

世帯全員の課税状況について確認を行う。

- 本人または同一世帯の方が来られる場合→窓口に来る方の本人確認書類
- 代理人(本人と別世帯の方)が来られる場合→代理人の本人確認書類と委任状がそれぞれ必要になります。

②医療機関を受診、指定医に意見書の作成を依頼

医療機関を受診し、指定医(身体障害者福祉法第15条第1項)により補聴器の使用が必要と認められた場合に、「医師意見書(様式第2号)」を作成してもらう。 ※受診費用、意見書作成費用等は自己負担。

③補聴器販売店に見積書の依頼

②で作成した「医師意見書」を持参し、補聴器販売店(市内外問わず)で、購入する補聴器の見積書を作成してもらう。

④申請書類の提出

以下の書類をそろえ、市役所社会福祉課窓口(1F)に提出する。

- 申請書(様式第1号)
- 医師意見書(様式第2号)
- 課税状況の照会についての同意書(様式第3号)
- 見積書



⑤市の決定通知書を受領後、補聴器を購入

申請時に見積した補聴器を自費で購入した後、「実績報告書兼請求書(様式第5号)」「補聴器販売証明書(様式第6号)」「領収書(申請者宛て)」を社会福祉課へ提出。

**！注意:必ず決定通知が届いてから補聴器を購入してください。
決定通知が届く前に購入した場合、補助の対象外となります。**

※購入時、販売店に「販売証明書(様式第6号)」と「領収書(申請者宛て)」を発行してもらって下さい。

⑥補助金のお振込み

書類の審査を行い、約2週間後に社会福祉課から指定の口座へお振込み